

# 労 働 委 員 会 に つ い て

## 1 労働委員会の役割

労働委員会は、労働組合法により国と都道府県に設けられた労使紛争を解決するための専門的な行政機関（行政委員会）である。

正常な労使関係の早期回復を助けることにより、産業経済の発展を図るとともに、憲法に保障する労働者の団結権、団体交渉権等を具体的に保障する。

## 2 性格

- ①独立性を有する行政委員会（政府や知事から指揮命令を受けない）
- ②合議制の行政機関（公益、労働者、使用者の代表からなる三者構成）
  - …本県は各5名、計15名
- ③準司法的行政機関（不当労働行為救済事件の審査）

## 3 機能

- ①審査機能：不当労働行為の審査・判定
- ②調整機能：ア 労働争議のあっせん・調停・仲裁
  - あっせん…あっせん員による
  - 調 停…公労使の三者からなる調停委員会による
  - 仲 裁…公益委員だけで構成される仲裁委員会による
- イ 個別的労使紛争のあっせん

## 4 静岡県労働委員会委員の任期、身分

- ①任期 2年（第46期は令和6年6月1日から令和8年5月31日まで）
- ②身分 特別職の非常勤の地方公務員
- ③取扱事件数

### ア 労働争議の調整、不当労働行為の審査

#### (1) 労働争議の調整（あっせん、調停）

年度	前年度繰越	新規	終結	翌年度繰越
3	0	8	6	2
4	2	5	5	2
5	2	1	2	1

#### (2) 審査事件（不当労働行為）

	前年度繰越	新規	終結	翌年度繰越
3	1	0	1	0
4	0	0	0	0
5	0	2	1	1

### イ 個別的労使紛争のあっせん

年度	前年度繰越	申 請	解 決	打切り	取下げ	不開始	翌年度繰越
3	1	14	8	5	1	0	1
4	1	14	5	4	0	0	6
5	6	12	8	10	0	0	0